

公布された条例のあらまし

◇奈良県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 事務を処理する町村の追加

(1) 国有財産法に基づく国土交通省所管の国有財産に係る河川法に規定する準用河川の用に供されている国有財産に係る立入及び境界確定に関する知事の権限に属する事務並びにその他の立入及び境界確定に関する知事の権限に属する事務を処理する関係町を追加することとした。

(2) 水道法に基づく簡易専用水道の清掃の指示等に係る知事の権限に属する事務を処理する関係村を追加することとした。

2 施行期日等

- (1) 平成三十一年四月一日から施行することとした。
- (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県議会議員の議員報酬額、費用弁償額及び期末手当の額並びにその支給条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

- (1) 平成三十年  
十二月期 一・七二五分分 ↓ 一・七七五分分
- (2) 平成三十一年度以降  
六月期 一・五七五分分 ↓ 一・六七五分分  
十二月期 一・七七五分分 ↓ 一・六七五分分

第二 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例の一部改定期末手当の額を次のとおり改定することとした。

- (1) 平成三十年  
十二月期 一・七二五分分 ↓ 一・七七五分分

(2) 平成三十一年度以降

六月份 一・五七五五分 ↓ 一・六七五五分

十二月份 一・七七五五分 ↓ 一・六七五五分

第三 委員会の委員その他特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正  
期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成三十年代

十二月份 一・七二五五分 ↓ 一・七七五五分

(2) 平成三十一年度以降

六月份 一・五七五五分 ↓ 一・六七五五分

十二月份 一・七七五五分 ↓ 一・六七五五分

第四 教育長の給与等に関する条例の一部改正

期末手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 平成三十年代

十二月份 一・七二五五分 ↓ 一・七七五五分

(2) 平成三十一年度以降

六月份 一・五七五五分 ↓ 一・六七五五分

十二月份 一・七七五五分 ↓ 一・六七五五分

第五 施行期日等

1 平成三十年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の(2)、第二の(2)、第三の(2)及び第四の(2)は、平成三十一年四月一日から施行することとした。

2 第一の(1)、第二の(1)、第三の(1)及び第四の(1)は、平成三十年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第一 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

全給料表の給料月額について、給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ改正することとした。

2 諸手当の改定

初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の額を次のとおり改定することとした。

(1) 初任給調整手当

ア 医療職給料表(一)適用の職員

月額 四一四、三〇〇円 ↓ 四一四、八〇〇円

イ 医療職給料表(一)適用の職員以外の医師等の職員

月額 五〇、七〇〇円 ↓ 五〇、八〇〇円

(2) 宿日直手当(支給限度額)

ア 一般の宿日直 一回 四、二〇〇円 ↓ 四、四〇〇円

(執務時間が通常の執務日の二分の一の時間である日の退庁時から引き続く場合 一回 六、三〇〇円 ↓ 六、六〇〇円)

イ 業務当直 一回 七、二〇〇円 ↓ 七、四〇〇円

(執務時間が通常の執務日の二分の一の時間である日の退庁時から引き続く場合 一回一〇、八〇〇円 ↓ 一一、一〇〇円)

ウ 常直 月額二一、〇〇〇円 ↓ 二二、〇〇〇円

(3) 期末手当(平成三十一年度以降)

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月份 一・二二五五分 ↓ 一・三月份

十二月份 一・三七五五分 ↓ 一・三月份

(イ) 特定幹部職員

六月份 一・〇二五五分 ↓ 一・一月份

十二月份 一・一七五五分 ↓ 一・一月份

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月份 〇・六五五分 ↓ 〇・七二五五分

十二月份 〇・八〇月分 ↓ 〇・七二五五分

(イ) 特定幹部職員

六月份 〇・五五五分 ↓ 〇・六二五五分

十二月期 ○・七〇月分 ↓ ○・六二五月分  
(4) 勤勉手当（平成三十年度）

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 ○・九月分 ↓ ○・九五月分

(イ) 特定幹部職員

十二月期 一・一月分 ↓ 一・一五月分

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

十二月期 ○・四二五月分 ↓ ○・四七五月分

(イ) 特定幹部職員

十二月期 ○・五二五月分 ↓ ○・五七五月分

(5) 勤勉手当（平成三十一年度以降）

ア 再任用職員以外の職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 ○・九〇月分 ↓ ○・九二五月分

十二月期 ○・九五月分 ↓ ○・九二五月分

(イ) 特定幹部職員

六月期 一・一〇月分 ↓ 一・一二五月分

十二月期 一・一五月分 ↓ 一・一二五月分

イ 再任用職員

(ア) 特定幹部職員以外の職員

六月期 ○・四二五月分 ↓ ○・四五月分

十二月期 ○・四七五月分 ↓ ○・四五月分

(イ) 特定幹部職員

六月期 ○・五二五月分 ↓ ○・五五月分

十二月期 ○・五七五月分 ↓ ○・五五月分

第二 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、特定任期付職員の給料月額を

改正することとした。

2 期末手当（平成三十年代）

十二月期 一・六五月分 ↓ 一・七月分

3 期末手当（平成三十一年度以降）

六月期 一・六五月分 ↓ 一・六七五月分

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・六七五月分

第三 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正

1 給料表の改定

給料表の改定に関する人事委員会勧告に準じ、任期付研究員の給料月額を改正する。

2 期末手当（平成三十年代）

十二月期 一・六五月分 ↓ 一・七月分

3 期末手当（平成三十一年度以降）

六月期 一・六五月分 ↓ 一・六七五月分

十二月期 一・七〇月分 ↓ 一・六七五月分

第四 施行期日等

1 平成三十年十二月二十五日から施行することとした。ただし、第一の2の(3)及び(5)、第二の3並びに第三の3については、平成三十一年四月一日から施行することとした。

2 第一の1並びに2の(1)及び(2)並びに第二の1並びに第三の1については平成三十年四月一日から、第一の2の(4)、第二の2及び第三の2については同年十二月一日から適用することとした。

3 その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県税条例の一部を改正する条例

1 個人県民税の寄附金税額控除に係る適用対象の特例

平成三十三年十二月三十一日までに公益財団法人ワールドマスターズゲームズ二〇二二関西組織委員会に対して支出した寄附金は、条例に規定するものに対して支出した寄附金とみなして、個人県民税の寄附金税額控除の適用対象とすることとした。

- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

◇奈良県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

- 1 条例の有効期限の延長  
条例の有効期限を平成三十一年三月三十一日までとすることとした。
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。

◇建築基準法施行条例の一部を改正する条例

- 1 木造建築物等である特殊建築物の外壁等に係る制限の廃止  
建築基準法の改正に伴い、条例で付加している木造建築物等である特殊建築物の外壁等に係る制限を廃止することとした。
- 2 自動車車庫等の構造に係る制限の一部の廃止  
建築基準法施行令の改正に伴い、条例で付加している自動車車庫等の構造に係る制限のうち、自動車車庫等の用途に供する部分とその他の用途に供する部分との開口部に防火戸を設けなければならない制限を廃止することとした。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 施行期日等
  - (1) 公布の日から施行することとした。
  - (2) その他所要の経過規定を置くこととした。

◇奈良県立高等学校等設置条例の一部を改正する条例

- 1 奈良県立奈良高等学校の位置の特例  
奈良県立奈良高等学校は、条例の規定にかかわらず、平成三十一年四月一日から規則で定める日まで奈良市及び大和郡山市に置くものとする事とした。
- 2 施行期日  
公布の日から施行することとした。